

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示案
について（概要）（地域医療構想関係）

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省健康・生活衛生局健康課
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
厚生労働省保険局医療課

1. 改正の趣旨

- 医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、必要な規定の整備等を行う。
- その他「新たな地域医療構想に関するとりまとめ」（令和6年12月18日新たな地域医療構想等に関する検討会）及び「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」（令和6年12月25日厚生労働省医師偏在対策推進本部）を踏まえ、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- ① 医療提供体制の確保に関する基本方針（平成19年厚生労働省告示第70号）（第1条関係）
 - (1) 改正法において、地域医療構想が、医療計画の上位概念に位置付けられたことに伴い、「医療計画」を「地域医療構想及び医療計画」に改める等の改正を行う。
 - (2) 改正法において、医療計画の策定を地域医療構想に即するものとして位置づけることから、地域医療構想に関する策定に当たっても勘案するものとして、かかりつけ医機能の確保について規定する改正を行う。
 - (3) 改正法において新たに医療機関機能に関する報告が創設されたことに伴い、地域医療構想において考慮するものとして医療機関機能を追加する改正を行う。
 - (4) その他所要の改正を行う。
- ② 医療分野に係る中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する事業分野別指針（平成28年厚生労働省告示第281号）（第16条関係）
 - ・ 病床機能報告について、その機能区分のうち回復期機能を包括期機能に変更することに伴い、「回復期」を「包括期」に改める改正を行う。
- ③ 地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（平成26年厚生労働省告示第354号）（第7条関係）
 - (1) 改正法において、地域医療構想が、医療計画の上位概念に位置付けられたことに伴い、「医療計画」を「地域医療構想及び医療計画」に改める等の改正を行う。
 - (2) その他所要の改正を行う。

④ 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和6年厚生労働省告示第18号）（第12条関係）

- (1) 改正法において、地域医療構想が、地域における将来の医療提供体制全体の考え方を示すものとして位置付け、医療計画を定めるに当たって考慮すべきものとして規定されたことに伴い、「医療計画」を「地域医療構想及び医療計画」に改める等の改正を行う。
- (2) その他所要の改正を行う。

⑤ その他所要の改正

以下の告示について、改正法による被改正法の項や号の変更、病床機能報告から医療機関機能等報告への名称変更、地域医療構想と医療計画の位置づけの見直し等を踏まえ、所要の改正を行う。

- ・ 厚生労働大臣の定める地域医療支援病院の開設者（平成10年厚生省告示第105号）（第2条関係）
- ・ 医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成26年厚生労働省告示第362号）（第3条関係）
- ・ 医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成27年厚生労働省告示第194号）（第4条関係）
- ・ 医療法施行規則第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十二の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び外来医療（令和4年厚生労働省告示第112号）（第5条関係）
- ・ 都道府県が重点的に医師の確保を図る必要がある区域を定めるに当たって参酌すべき厚生労働大臣が定める基準（令和8年厚生労働省告示第100号）（第6条関係）
- ・ 健康保険法第六十五条第四項第二号に規定する厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法（平成10年厚生省告示第211号）（第8条関係）
- ・ 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）（第9条関係）
- ・ 基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）（第10条関係）
- ・ 健康保険法第六十五条第四項第三号に規定する厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法（平成30年厚生労働省告示第281号）（第11条関係）
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準（平成11年厚生省告示第43号）（第13条関係）
- ・ 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成11年厚生省告示第115号）（第14条関係）
- ・ 地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）（第15条関係）

3. 根拠条項

- 改正法による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 4 条第 1 項及び第 30 条の 3 第 1 項
 - 改正法による改正後の地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 3 条第 1 項
 - 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 116 条第 1 項
 - 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 16 条第 1 項
- 等

4. 適用期日等

- 告示日：令和 8 年 6 月下旬（予定）
- 適用期日：令和 9 年 4 月 1 日（ただし、①(3)、②、③(2)及び⑤の一部は令和 8 年 10 月 1 日）